8,自動車点検基準等の改正に伴う大型車の「ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷」の点検における増し締めの取扱いについて

事　務　連　絡
平成19年4月20日

社団法人日本自動車整備振興会連合会
指 導 部 長　殿

国土交通省自動車交通局技術安全部整備課
点検整備推進対策官 事業班長

自動車点検基準等の改正に伴う増し締めの取扱いについて

3月14日、自動車点検基準(昭和26年運輸省令第70号)の一部改正を公布し、4月1日から施行されました。これに合わせ、定期点検の実施方法等を自動車使用者又は運転者が容易に理解することができるように作成している自動車の点検及び整備に関する手引(平成12年運輸省告示第162号。以下「手引」という。)を全面改正しました。

今回の改正では、大型車の車輪脱落事故が依然として発生していることから、この再発防止を目的として、自動車点検基準において大型車の12月点検項目に「ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷」を追加し、手引においてディスク・ホイールを外して点検すること及びディスク・ホイール取付後50～100km走行後にホイール・ナットの増し締めをすること(以下「増し締め」という。)等を規定しました。

しかし、増し締めについては自動車使用者に車両を引き渡した後に行われることが通例であると考えられ、また、整備事業者に再入庫するか又は自動車使用者自ら増し締めを行うかどうかは自動車使用者に委ねられることから、下記の事項について貴会傘下会員に対して周知徹底方よろしくお願いします。

記

1. 増し締めは、12か月点検の一部として自動車使用者の責任において実施しなければならないものですが、増し締め自体は、下記2に則り対応することを前提に、道路運送車両法第94条の5第1項の点検に関しては、指定自動車整備事業者が必ず実施しなければならない作業の内容には含まれないものとして扱います。また、認証事業者が行う12か月点検においても同様に、検査場への持込み前の点検において、必ず実施しなければならない作業の内容には含まれないものとして扱います。

2. 増し締めに係る記録簿の記載について

① 定期点検整備を行った整備事業者が、自らなじみが出るまで走行(50～100km走行)し、増し締めも実施した場合「ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷」の項目にチェック記号を記載し、アドバイス欄等に「増し締め実施済み。」を附記してください。

② 定期点検整備において、整備事業者がディスク・ホイールの取り付けまでを実施した場合「ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷」の項目にチェック記号を記載し、アドバイス欄等に「増し締めをしてください。」を附記することにより増し締めは実施していないことを明確にしてください。 また、自動車使用者等に対して増し締めの励行について啓発するように

努めるとともに、自動車使用者が自ら増し締めを実施する場合には、③に準じて点検整備記録簿等に記載することを啓発して下さい。

③ ②の場合の後、整備事業者が増し締めだけを実施した場合
道路運送車両法第 49 条第 1 項の規定に基づき点検整備記録簿(新規のものでも、②で記載済みのものでも可。) に記載することとし、増し締めを実施した旨をアドバイス欄等に記載してください。(なお、車両に備え付けのメンテナンスノートに 付随した「メンテナンスレコード」に記載することでも良いこととします。)

3. 点検又は整備の料金の設定・請求にあたっては、増し締めに関し、道路運送車両法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 74 号)第 62 条の 2 の 2 第 1 項第 3 号の規定を遵守してください。

参考 増し締めに係る点検整備記録簿の記載例

・ 納車前に増し締め作業を実施した場合

・ 納車前に増し締め作業を実施しなかった場合

メンテナンスに関するアドバイス
増し締めをしてください
増し締め実施済み 5/25

点検・整備完了後、走行せず増し締めを実施しないで納車する場合
※自動車使用者等へ増し締めの励行について啓発するように努める（伝達・説明・指導等）
◎自動車備付のメンテナンスノート等を参照・活用

納車後、増し締めを依頼され、増し締め作業を実施した場合

2012年3月

中・大型トラック・バスの
ホイールナット締付けトルク

車輪は「走る・曲がる・止まる」を支える大切なものです。
タイヤ交換時などの不適切な取扱いは、
車輪脱落につながり重大な事故を引き起こすことがあります。
必ず、ホイールやホイールボルト、ナットは、正しく取扱ってください。

ホイールナット締付け時の注意点

● **ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について**

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取除きます。

● **ホイールボルト、ナットの潤滑について**

JIS方式・・・ ホイールボルト、ナットのねじ部と座面部(球面座)にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布します。
ISO方式・・・ ホイールボルト、ナットのねじ部とナットとワッシャーのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布します。
ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。
※ホイールの固着防止のため、ハブのはめ合い部(インロー部)にグリースを薄く塗布します。

● **ホイールナットの締付けについて**

ホイールナットの締付けは、対角線順に2～3回に分けて行い、最後にトルクレンチなどを使用して、以降の「ホイールナット締付けトルク」一覧の締付けトルクで締付けます。

● **ホイールナットの増し締めについて**

締付け後の初期なじみによって、締付け力が低下します。ホイール取付後、50～100km走行後を目安に増し締めを行います。

● **アルミホイールへの履き替えについて**

スチールホイール、アルミホイールへの履き替えは、それぞれ専用のホイールボルトやナットへの交換が必要となります。誤組や混用は、ボルト折損などの原因となります。必ず確認してください。

ホイール締付け方式

ホイールの締付け方式には、球面座で締付けるJIS方式と、平面座で締付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ホイール締付け方式	ISO方式(8穴、10穴)	JIS方式(6穴、8穴)
ホイールサイズとボルト本数(PCD)	19.5インチ：8本(PCD275mm) 22.5インチ：10本(PCD335mm)	17.5(19.5の一部)インチ：6本(PCD222.25mm) 19.5, 22.5インチ：8本(PCD285mm)
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪：右ねじ(新・ISO方式) 右輪：右ねじ　左輪：左ねじ(従来ISO方式)	前輪M24(または20)　後輪M20, M30 右輪：右ねじ　左輪：左ねじ
ホイールナット 使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	球面座・6種類 41mm/21mm
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め	インナー、アウターナットそれぞれで締付け
ホイールのセンタリング	ハブインロー	ホイール球面座
アルミホイール履き替え	ボルト交換	ボルトおよびナット交換
後輪ダブルタイヤの締付け構造	ホイールボルト／平面座／ホイールナット／潤滑剤／潤滑剤 新・ISO方式は、ホイールにISO方式の識別ラベルがあります。 (※一部の車両には、無い場合があります)	ホイールボルト／球面座／インナーナット／球面座／アウターナット／潤滑剤／潤滑剤

詳しい取扱いは…
日本自動車工業会発行の右記資料を、ご覧ください。
※締付けトルクは、以降の一覧表を参照してください。

■ 新・ISO方式ホイール取扱いガイド
〔掲載サイト〕 http://www.jama.or.jp/user/iso_wheel/index.html
■ 車輪脱落防止のための正しい車輪の取扱いについて
〔掲載サイト〕 http://www.jama.or.jp/user/fall_off_wheel/index.html

一般社団法人　日本自動車工業会
いすゞ自動車(株)／日野自動車(株)／三菱ふそうトラック・バス(株)／UDトラックス(株)

アルミホイール、スチールホイールの履き替えについて

JIS方式(6穴・8穴 球面座)

ホイール	スチールからアルミに履き替え	アルミからスチールに履き替え	アルミ用に一時的にスチールを使用する時(注1)
フロント	アルミ用のナットに交換(注2)	スチール用のナットに交換(注2)	スチール用のナットに交換
リヤー(ダブルタイヤ)	ホイールボルト、インナーナットをアルミ用に交換	ホイールボルト、インナーナットをスチール用に交換	アルミ用ホイールボルトを使用してスチールを履く場合のサービス用インナーナットに交換(注3)

注1:アルミホイールを履いた車両で、冬期間スチールホイールのスタッドレスタイヤを使用するような場合です。
注2:日野車は、ナットに加え、それぞれ専用のホイールボルトに交換します。
注3:再度、アルミホイールを履く場合には、アルミ用のインナーナットへの交換が必要です。

※この図は正しい組合わせを断面図で示したものです。

〈アルミ用に一時的にスチールを使用する時〉

ISO方式(8穴・10穴 平面座)

ホイール	スチールからアルミに履き替え	アルミからスチールに履き替え	アルミ用に一時的にスチールを使用する時
フロント リヤー	ホイールボルトをアルミ用に交換 (ホイールナットは共用品)	ホイールボルトをスチール用に交換 (ホイールナットは共用品)	そのままアルミ用ホイールボルトにスチールホイールを装着(ホイールナットは共用品)(注1)

注1:ボルトのねじ部がナットから通常より出っ張ります。露出したねじ部にグリースを塗るなどして、ねじ部の防錆を行ってください。

※この図は正しい組合わせを断面図で示したものです。

〈アルミ用に一時的にスチールを使用する時〉

ホイールボルト、ナットの識別表示について

JIS方式(6穴・8穴 球面座)

(2007年生産車から)

スチール用
右ねじの例

スチール/アルミ共用
右ねじの例

アルミ用
左ねじの例

アルミ▶スチール
変換サービス用インナーナット
右ねじの例

新・ISO方式(8穴・10穴 平面座)

(2010年生産車から)

識別表示

ねじの方向	右ねじ	R
	左ねじ	L
ホイールの種類	スチール用	ST
	アルミ用	AL
	共用	S・A

2010年以降～

排出ガス規制・ポスト新長期規制適合

中・大型車の「ホイールナット締付けトルク」一覧

国内大型4社、排出ガス規制・ポスト新長期規制適合車
中・大型トラック・バスの「ホイールナット締付けトルク」一覧です。

【参考】
○排出ガス規制・ポスト新長期規制適合車とは、車両型式の排出ガス規制・識別記号「3桁」の1桁目が

「S□□-」または「T□□-」（※「T□□-」は、低排出ガス10%低減）
車両総重量3.5トン超、12トン以下：平成22年規制（新型車 平成22年10月～、継続生産車 平成23年9月～）

「L□□-」または「Q□□-」（※「Q□□-」は、低排出ガス10%低減）
車両総重量12トン超：平成21年規制（新型車 平成21年10月～、継続生産車 平成22年9月～）

の車両です。

（中・大型トラック・バスでの例）

- 表中の主要車型欄「＊」印以降は、記号を省略しています。
- 締付けトルクは、車両の「タイヤ空気圧ラベル」の近く（ドア開口部周辺など）にも表示しています。
- 「排出ガス規制・新長期規制適合車（含む従前車）」のホイールナット締付けトルクは、裏面の「ホイールナット締付けトルク」一覧を参照してください。
- その他詳しい取扱い方法や、次表以外の車型等は、車載の取扱説明書や整備のマニュアルを参照してください。
- 締付けトルクの単位は、国際単位（SI単位）「N・m」で表記、（　）内に「kgf・m」を記載しています。「kgf・m」換算は、タイヤ空気圧同様「N・m」÷10としています。（※排出ガス規制・ポスト新長期規制適合車から）

ホイールの種類 JIS/6穴（PCD222.25mm） 球面座（右輪：右ねじ 左輪：左ねじ）　　N・m（kgf・m）

メーカー	ねじサイズ	主要車型〔通称名等〕	締付けトルク
いすゞ	前輪 M24×1.5 後輪 M20/M30×1.5	〔トラック：フォワード〕 FR＊, FS＊, GS＊	450～500 (45～50)
		〔バス：エルガミオ〕 LR＊	
		〔バス：ガーラミオ〕 RR＊	400～480 (40～48)
日野	前輪 M20×1.5または M24×1.5 後輪 M20/M30×1.5	〔トラック：レンジャー〕 FC＊, FD＊, GC＊, GD＊, FX＊, GX＊	400～480 (40～48)
		〔バス：メルファ〕 RR＊	
		〔バス：レインボー〕 KR＊	450～500 (45～50)
三菱ふそう	前輪 M24×1.5 後輪 M20/M30×1.5	〔トラック：ファイター〕 FK＊	450～500 (45～50)
UDトラックス	前輪 M20×1.5 後輪 M20/M30×1.5	〔トラック：コンドル〕 MK＊, LK＊	380～430 (38～43)

ホイールの種類　JIS/8穴(PCD285mm)　球面座(右輪:右ねじ 左輪:左ねじ)

N・m(kgf・m)

メーカー	ねじサイズ	主要車型〔通称名等〕	締付けトルク
いすゞ	前輪 M24×1.5 後輪 M20/M30×1.5	〔トラック:フォワード〕 FRS*(一部の車両), FSS*(一部の車両)	550~600 (55~60)
日野		〔トラック:レンジャー〕 FT*	

ホイールの種類　新・ISO/8穴(PCD275mm)平面座(左右輪:右ねじ)
ホイールの種類　新・ISO/10穴(PCD335mm)平面座(左右輪:右ねじ)

N・m(kgf・m)

メーカー	ねじサイズ	主要車型〔通称名等〕	締付けトルク
いすゞ	前輪 M22×1.5 後輪 M22×1.5	〔トラック:フォワード、ギガ〕 FT*, FV*, CV*, CX*, CY*, EX*, SF*, SZ*	550~600 (55~60)
		〔バス:エルガ、ガーラ〕 LV*, RU*	
日野		〔トラック:レンジャー、プロフィア〕 FE*, FG*, GK*, FR*, FS*, FN*, FW*, SH*, SS*, FJ*, FQ*, FH*, HF*, HZ*	
		〔バス:ブルーリボン、セレガ〕 KV*, HU*, RU*	
三菱ふそう		〔トラック:ファイター、スーパーグレート〕 FK*, FQ*, FP*, FU*, FV*, FS*, FY*	
		〔バス:エアロスター、エアロクイーン、エアロエース、エアロミディ〕 MM*, MP*, MS*, MK*	
UDトラックス		〔トラック:コンドル、クオン〕 PK*, PW*, CK*, GK*, CD*, CV*, CW*, CX*, CG*, CF*, CZ*, LK*	

2010年以降~

19.5インチホイールの誤組について

● **19.5インチホイールでは、新・ISO方式と従来のJIS方式とで、ボルト本数が同じ(8穴)、PCDの差が小さいため(ISO8:PCD275mm JIS8:PCD285mm)、気づかないと ボルトセンターがずれたまま、ISO・8ハブにJIS・8ホイールが装着できてしまいます。誤って新・ISO方式に、JIS方式ホイールを装着すると、十分な締付け力が得られず、ホイール亀裂や車輪脱落事故の原因となります。**

- 19.5インチでは、従来のJIS方式と同じ8穴ホイールで、JIS方式ホイールのボルト穴径が大きいため、PCDの小さい(10mm)ISO方式・8スタッドハブにJIS方式・8穴ホイールが入ってしまう。
- 反対、すなわち従来のJIS方式・8スタッドハブに、ISO方式・8穴ホイールは、ホイール穴径が小さいため、挿入することができない。

※22.5インチホイールは、ボルト本数が異なるため(JIS8本, ISO10本)、誤組付けはできません。

～2010年以前

排出ガス規制・新長期規制適合車 含む従前車

中・大型車の「ホイールナット締付けトルク」一覧

国内大型4社、排出ガス規制・新長期規制適合車（含む従前車）中・大型トラック・バスの「ホイールナット締付けトルク」一覧です。

○排出ガス規制・新長期規制（平成17年排出ガス規制）適合車・以前の車両で、車両型式の頭2桁（または3桁）が一致、ホイールボルト本数，ねじサイズが下表に適合する場合に、適用する締付けトルク一覧です。

○車両型式が一致しない場合や、ねじサイズが異なる場合は、車載の取扱説明書や整備のマニュアルに記載されている締付けトルクを、ご確認ください。

- 表中の主要車型欄「＊」印以降は、記号を省略しています。
- 締付けトルクは、車両の「タイヤ空気圧ラベル」の近く（ドア開口部周辺など）にも表示しています。
（※旧年式車では、締付けトルクのラベル表示がない場合もあります）
- 「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合車」のホイールナット締付けトルクは、裏面の「ホイールナット締付けトルク」一覧を参照してください。
- 下表以外の車型や、ボルト、ナットのねじサイズが異なる車両は、車載の取扱説明書や整備のマニュアルに記載されている締付けトルクで締付けてください。
- 締付けトルクの単位は、国際単位（SI単位）「N・m」で表記、（　）内に「kgf・m」を記載しています。「N・m」は、「kgf・m」×9.8（有効数字2桁）としています。

＊日産ディーゼル工業（株）は、2010年2月 社名を、UDトラックス（株）に変更しました。

ホイールの種類　JIS/6穴（PCD222.25mm）　球面座（右輪：右ねじ 左輪：左ねじ）

N・m（kgf・m）

メーカー	ねじサイズ	主要車型〔通称名等〕	締付けトルク
いすゞ	前輪 M24×1.5 後輪 M20/M30×1.5	〔トラック：フォワード〕 FR*, FS*, GS*	440～490 (45～50)
		〔バス：エルガミオ〕 LR*	
		〔バス：ガーラミオ〕 RR*	390～470 (40～48)
日産ディーゼル (UDトラックス)	前輪 M20×1.5 後輪 M20/M30×1.5	〔トラック：コンドル、ビッグサム〕 MK*, LK*, PW*, CW*, CX*, CG*	370～420 (38～43)
		〔バス：スペース*〕 RM*, JM*, EN*, RN*	
日野	前輪 M20×1.5または M24×1.5 後輪 M20/M30×1.5	〔トラック：レンジャー〕 FC*, FD*, GC*, GD*, FX*, GX*	390～470 (40～48)
		〔バス：メルファ、レインボー〕 RR*, RJ*	
		〔バス：レインボー〕 KR*	440～490 (45～50)
三菱ふそう		〔トラック：ファイター〕 FH*, FK*, FL*, FN*	370～410 (38～42)
		〔バス：エアロミディ〕 ME*, MJ*, MK*	

ホイールの種類　JIS/8穴(PCD285mm)　球面座(右輪:右ねじ 左輪:左ねじ)

N・m(kgf・m)

メーカー	ねじサイズ	主要車型〔通称名等〕	締付けトルク
いすゞ	前輪 M24×1.5 後輪 M20/M30×1.5	〔トラック:フォワード、ギガ〕 FS*, FT*, FV*, CV*, CX*, CY*, EX*	540~590 (55~60)
		〔バス:エルガ、ガーラ〕 LT*, LV*, HR*	
日産ディーゼル (UDトラックス)		〔トラック:コンドル、ビッグサム、クオン〕 LK*, PK*, PW*, CK*, CV*, CD*, CW*, CX*, CG*, GK*, GW*, CF*, CZ*	
		〔バス:スペース*〕 RM*, RP*, JP*, UA*, RA*, RD*, RG*, AS*	
日野		〔トラック:レンジャー、プロフィア〕 FE*, FG*, GK*, FR*, FS*, FN*, FW*, SH*, SS*, FJ*, FT*, FQ*, FH*	
		〔バス:レインボー、ブルーリボン〕 KV*, HR*, HU*, HT*	
三菱ふそう	前輪 M20×1.5または M24×1.5 後輪 M20/M30×1.5	〔トラック:ファイター、スーパーグレート〕 FK*, FL*, FQ*, FM*, FN*, FP*, FU*, FV*, FT*, FS*, FY*, FR*, FW*	
		〔バス:エアロ*〕 MJ*, MK*, MP*, MM*, MS*, MU*, AA*, AR*, AJ*	

ホイールの種類　ISO/10穴(PCD335mm)　平面座(右輪:右ねじ 左輪:左ねじ 一部右ねじ)

N・m(kgf・m)

メーカー	ねじサイズ	主要車型〔通称名等〕	締付けトルク
いすゞ	前輪 M22×1.5 後輪 M22×1.5	〔トラック:ギガ〕 EX*	490~540 (50~55) ※注1
		〔バス:ガーラ〕 LV*, RU*	
日産ディーゼル (UDトラックス)		〔トラック:ビッグサム、クオン〕 CF*, CZ*	590~640 (60~65)
		〔バス:スペース*〕 RP*, RA*, RD*, RG*, AS*	540~590 (55~60)
日野		〔トラック:日野スカニア〕 SHD*	600 (61)
		〔トラック:プロフィア〕 FR*, FS*	490~540 (50~55) ※注1
		〔バス:セレガ〕 RU*	
三菱ふそう		〔トラック:スーパーグレート〕 FP*, FU*, FV*, FT*, FR*, FW*	560~660 (57~67)
		〔バス:エアロ*〕 MP*, MS*, MU*, AA*, AR*	540~590 (55~60)

※ 注1:総輪駆動車(いすゞ:SF*, SZ*)(日野:HF*, HZ*)で、前輪が「ISO/10穴」の締付けトルクは、590~640N・m(60~65kgf・m)です。

9,指定整備事業者の処分状況一覧表

平成２４年度　指定整備事業者の処分状況一覧表

支局	処分年月日	処分内容	違反の概要
宮城 1	平成２４年5月	保安基準適合証等交付停止 ２０日間 検査員警告 １名	【指定整備事業関係】 ・不正改造状態の自動車に対し、保安基準適合証に保安基準に適合する旨の証明を行い、　これを交付した。 ・指定整備記録簿に虚偽記載をした。（不正改造状態）
青森 2	平成24年11月	自動車分解整備事業の停止 １０日間 保安基準適合証等交付停止 ７５日間 検査員解任（新基準）1名	【自動車分解事業関係】 ①不正改造状態での車検手続き（保安基準適合証の不正交付）をした。 【指定整備事業関係】 ②不正改造状態の自動車に対し、保安基準適合証に保安基準に適合する旨の証明を行い、　これを交付した。 ③故意により検査の一部を実施せず、保安基準適合証に保安基準に適合する旨の証明を行い、これを交付した。 ④同一性の相違する自動車であるにもかかわらず、保安基準適合証に保安基準に適合する旨の証明を行い、　これを交付した。 ⑤指定整備記録簿に虚偽記載をした。 ⑥法令の規定を遵守する体制でない。
岩手	平成24年12月	保安基準適合証等交付停止 １５日間 検査員警告 1名	【指定整備事業関係】 ①同一性の相違する自動車であるにもかかわらず、保安基準適合証に保安基準に適合する旨の証明を行い、これを交付した。

平成２５年度　指定整備事業者の処分状況一覧表

支局	処分年月日	処分内容	違反の概要
山形 １	平成２５年６月	自動車分解整備事業の停止　４０日間 指定自動車整備事業の取消 検査員解任　１名	・不正改造状態の車両７台の車検手続きを行い、不正改造状態のまま保安基準適合証に証明しそれを交付したもの。

平成２４年度　分解整備事業者の処分状況一覧表

支局	処分年月日	処分内容	違反の概要
１ 福島	平成２４年4月	自動車分解整備事業の停止 １０日間	①点検整備記録簿の虚偽記載をした。 ②違反行為を幇助した。
２ 宮城	平成２４年5月	自動車分解整備事業の停止 １０日間	①不正改造を実施した。
３ 宮城	平成２４年5月	自動車分解整備事業の停止 １０日間	①点検整備記録簿の虚偽記載をした。 ②違反行為を幇助した。
４ 宮城	平成２４年１１月	自動車分解整備事業の取消し	①自動車分解整備事業を廃止したにもかかわらず、３０日以内その旨を届出しなかった。
５ 青森	平成２４年１１月	自動車分解整備事業の停止 １０日間	①不正改造状態での車検手続き（保安基準適合証の不正交付）をした。

平成２５年度　分解整備事業者の処分状況一覧表

支局	処分年月日	処分内容	違反の概要
１ 宮　城	平成２５年４月	自動車分解整備事業の停止 ２０日間	①整備主任者がいない。 ②分解整備記録簿の虚偽記載。 ③対象自動車以外の分解整備を実施。 ④従業員数が基準を満たしていない。
２ 宮　城	平成２５年５月	自動車分解整備事業の停止 １０日間	①点検整備記録簿の概要に虚偽記載をした。 ②使用者に点検整備記録簿（分解整備記録簿）を交付しなかった。 ③料金表示を行っていなかった。 ④依頼者に概算見積書を交付しなかった。
３ 福　島	平成２５年５月	自動車分解整備事業の停止 １０日間	①不正改造の実施。 ②依頼者に概算見積書を交付しなかった。

山形新聞　　2013/9/25

不正車検 社長に有罪

山形地裁判決 会社は罰金80万円

必要な検査をせずに車検書類を作ったとして、虚偽有印公文書作成・同行使、不正競争防止法違反などの罪に問われた長井市■■、自動車整備会社「■■」社長の■被告(60)と同社の判決公判が24日、山形地裁であった。■■裁判長は■被告に懲役2年、執行猶予4年(求刑懲役2年)、被告会社に罰金80万円(同罰金100万円)を言い渡した。

判決理由で■裁判長は、他の業者から走行距離が少ない速度計を購入しておくなど、犯行は計画的で悪質と認定。「不正を防止できなかった同社の体制も問題がある」と述べた。一方、被害者と示談が成立していることなどから、■被告は執行猶予付き判決が相当とした。

判決によると、■被告は2012年12月、大型バイクの速度計などの検査をせず、山形運輸支局に虚偽の書類を提出し、不正に車検の更新手続きをした。09年2月には、走行距離が約8万5千㌔の中古軽乗用車を約3万6千㌔と表示されたメーターに付け替え、約42万円で売るなどとした。

10, 自動車分解整備事業の認証を受けられた方へ

自動車分解整備事業者は、道路運送車両法のほか関係法令に基づいて適切に業務を運営しなければなりません。

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両法施行規則（抜粋）

（自動車分解整備事業の種類）
第７７条　自動車分解整備事業（自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）の分解整備を行う事業をいう。以下同じ。）の種類は、次に掲げるものとする。
（１）普通自動車分解整備事業（普通自動車、四輪の小型自動車及び大型特殊自動車を対象とする自動車分解整備事業）
（２）小型自動車分解整備事業（小型自動車及び検査対象軽自動車を対象とする自動車分解整備事業）
（３）軽自動車分解整備事業（検査対象軽自動車を対象とする自動車分解整備事業）

（認証）
第７８条　自動車分解整備事業を経営しようとする者は、自動車分解整備事業の種類及び分解整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。
２　自動車分解整備事業の認証は、対象とする自動車の種類を指定し、その他業務の範囲を限定して行うことができる。
３　自動車分解整備事業の認証には、条件を附し、又はこれを変更することができる。
４　前項の条件は、自動車分解整備事業の認証を受けた者（以下「自動車分解整備事業者」という。）が行う自動車の分解整備が適切に行われるために必要とする最小限度のものに限り、且つ、当該自動車分解整備事業者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

（申請）
第７９条　自動車分解整備事業の認証を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。
（１）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その役員の氏名
（２）自動車分解整備事業の種類
（３）事業場の所在地
（４）前条第２項の規定により業務の範囲を限定する認証を受けようとする者にあっては、対象とする自動車の種類その他業務の範囲
２　前項の申請書には、その申請が次条第１項各号に掲げる要件に適合するものであることを証する書面を添付しなければならない。
３　地方運輸局長は、自動車分解整備事業の認証を申請した者に対し、前２項に規定するもののほか、その者の登記事項証明書その他必要な書面の提出を求めることができる。

（認証基準）
第８０条　地方運輸局長は、前条の規定による申請が次に掲げる基準に適合するときは、自動車分解整備事業の認証をしなければならない。
（１）当該事業場の設備及び従業員が、国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
（２）申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。
イ　１年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者
ロ　第９３条の規定による自動車分解整備事業の認証の取消しを受け、その取消しの日から２年を経過しない者（当該認証を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所に関する第１０３条第２項の公示の日前６０日以内に当該法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有するものを含む。ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から２年を経過しないものを含む。）
ハ　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人であって、その法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
ニ　法人であって、その役員のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者があるもの
２　前項第１号の規定による基準は、自動車分解整備事業の種類別に自動車の分解整備に必要な最低限度のものでなければならない。

道路運送車両法施行規則
（認証基準）
第５７条　法第８０条第１項第１号の事業場の設備及び従業員の基準は、次のとおりとする。

（１）事業場は、常時分解整備をしようとする自動車を収容することができる十分な場所を有し、且つ、別表第４（74ページ参照）に掲げる規模の屋内作業場及び車両置場を有するものであること。
（２）屋内作業場のうち、車両整備作業場及び点検作業場の天井の高さは、対象とする自動車について分解整備又は点検を実施するのに十分であること。
（３）屋内作業場の床面は、平滑に舗装されていること。
（４）事業場は、別表第５（75ページ参照）に掲げる作業機械等を備えたものであり、かつ、当該作業機械等のうち国土交通大臣の定めるものは、国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものであること。
（５）事業場には、２人以上の分解整備に従事する従業員を有すること。
（６）事業場において分解整備に従事する従業員のうち、少なくとも１人の自動車整備士技能検定規則の規定による一級又は二級の自動車整備士の技能検定（当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあっては、二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。第６２条の２の２第１項第５号において同じ。）に合格した者を有し、かつ、一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、従業員の数を４で除して得た数（その数に１未満の端数があるときは、これを１とする。）以上であること。

（変更届等）
第８１条　自動車分解整備事業者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、その事由が生じた日から３０日以内に、地方運輸局長に届け出なければならない。
（１）氏名又は名称及び住所
（２）法人にあっては、その役員の氏名
（３）事業場の所在地
（４）事業場の設備のうち国土交通省令で定める特に重要なもの
２　自動車分解整備事業者は、その事業を廃止したときは、その日から３０日以内に、その旨を地方運輸局長に届け出なければならない。

道路運送車両法施行規則
（変更届出事項）
第５８条　法第８１条第１項第４号に規定する事業場の設備は、屋内作業場の面積又は間口若しくは奥行の長さとする。

（相続、合併及び分割）
第８２条　自動車分解整備事業者について相続、合併又は分割（自動車分解整備事業を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が２人以上ある場合において、被相続人の死亡後３０日以内にその協議により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により自動車分解整備事業を承継した法人は、自動車分解整備事業者のこの法律の規定による地位を承継する。
２　前項の規定により自動車分解整備事業者の地位を承継した者は、その事由の生じた日から３０日以内にその旨を地方運輸局長に届け出なければならない。

（標識）
第８９条　自動車分解整備事業者は、事業場において、公衆の見易いように、国土交通省令で定める様式の標識を掲げなければならない。
２　自動車分解整備事業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲げてはならない。

道路運送車両法施行規則
（標識の様式）
第６２条　法第８９条の様式は、第２０号様式による。

（自動車分解整備事業者の義務）
第９０条　自動車分解整備事業者は、分解整備を行う場合においては、当該自動車の分解整備に係る部分が保安基準に適合するようにしなければならない。

（分解整備記録簿）
第９１条　自動車分解整備事業者は、分解整備記録簿を備え、分解整備をしたときは、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。
（１）登録自動車にあっては自動車登録番号、第６０条第１項後段の車両番号の指定を受けた自動車にあっては車両番号、その他の自動車にあっては車台番号
（２）分解整備の概要
（３）分解整備を完了した年月日

（４）依頼者の氏名又は名称及び住所
（５）その他国土交通省令で定める事項
２　自動車分解整備事業者は、当該自動車の使用者に前項各号に掲げる事項を記載した分解整備記録簿の写しを交付しなければならない。
３　分解整備記録簿は、その記載の日から２年間保存しなければならない。

道路運送車両法施行規則
（分解整備記録簿の記載事項）
第６２条の２　法第９１条第１項第５号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。
（１）分解整備時の総走行距離
（２）第６２条の２の２第１項第５号に規定する整備主任者の氏名
（３）自動車分解整備事業者の氏名又は名称及び事業場の所在地並びに認証番号

（設備の維持等）
第９１条の２　自動車分解整備事業者は、当該事業場に関し、第８０条第１項第１号の規定による基準に適合するように設備を維持し、及び従業員を確保しなければならない。

（遵守事項）
第９１条の３　自動車分解整備事業者は、第８９条から前条までに定めるもののほか、自動車の整備についての技術の向上、適切な点検及び整備の励行の促進その他自動車分解整備事業の業務の適正な運営を確保するために国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

道路運送車両法施行規則
（自動車分解整備事業者の遵守事項）
第６２条の２の２　法第９１条の３の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。
（１）法第４８条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあっては、当該作業に係る料金を当該事業場において依頼者の見やすいように掲示すること。
（２）法第４８条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあっては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付すること。
（３）依頼者に対し、行っていない点検若しくは整備の料金を請求し、又は依頼されない点検若しくは整備を不当に行い、その料金を請求しないこと。
（４）道路運送車両の保安基準に定める基準に適合しなくなるように自動車の改造を行わないこと。
（５）事業場ごとに、当該事業場において分解整備に従事する従業員であって一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者のうち少なくとも１人に分解整備及び法第９１条の分解整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること（自ら統括管理する場合を含む。）。
　ただし、当該事項を統括管理する者（以下「整備主任者」という。）は、他の事業場の整備主任者になることができない。
（６）運輸監理部長又は運輸支局長から整備主任者に対し研修を行う旨の通知を受けたときは、整備主任者に当該研修を受けさせること。
（７）エアコンディショナーが搭載されている自動車の点検又は整備の作業を行う事業場にあっては、みだりに当該エアコンディショナーに充てんされているフロン類（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成１３年法律第６４号）第２条第１項に規定するフロン類をいう。）を大気中に放出しないこと。
（８）他人に対して法若しくは法に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを助けないこと。
２　自動車分解整備事業者は、整備主任者に関する次に掲げる事項を、自動車分解整備事業の開始の日又は次に掲げる事項に変更のあつた日から１５日以内に、運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。
（１）届出者の氏名又は名称及び住所
（２）整備主任者が統括管理業務を行う事業場の名称及び所在地
（３）整備主任者の氏名、生年月日及び統括管理業務の開始の日
３　前項の届出書には、同項第３号の者が一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格したことを証する書面を添付しなければならない。

本資料は、法令等の概略について記載しているため、記載以外の事項についても適切に運営すべき内容がありますので、予めご了承ください。

別表第４

事業の種類	分解整備の種類 対象とする自動車の種類	屋内作業場 対象とする装置の種類	車両整備作業場		部品整備作業場	点検作業場		車両置場	
			間口	奥行		間口	奥行		
普通自動車分解整備事業	普通自動車（大型） ・車両総重量8t以上 ・最大積載量5t以上 ・乗車定員30人以上	全ての装置 原動機	5m以上	13m以上	12㎡以上	5m以上	１３ｍ以上	3.5m以上	11m以上
		動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝装置	5m以上	12m以上	7㎡以上	5m以上	１２ｍ以上		
		連結装置	3.5m以上	12.5m以上	7㎡以上	3.5m以上	12.5m以上		
	大型特殊／ 普通自動車（中型） ・最大積載量２t超 又は ・乗車定員１１人以上のうち、上欄に掲げるもの以外のもの	全ての装置 原動機	5m以上	10m以上	12㎡以上	5m以上	１０ｍ以上	3.5m以上	8m以上
		動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝装置	5m以上	9m以上	7㎡以上	5m以上	9m以上		
		連結装置	3.5m以上	9.5m以上	7㎡以上	3.5m以上	9.5ｍ以上		
	普通自動車（小型） ・貨物の運送に供するもの ・散水自動車 ・広告宣伝用自動車 ・霊柩自動車その他特種用途に供するもの のうち､上二欄に掲げるもの以外のもの	全ての装置 原動機	4.5m以上	8m以上	10㎡以上	4.5m以上	8m以上	3m以上	6m以上
		動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝装置	4.5m以上	7m以上	6㎡以上	4.5m以上	7m以上		
		連結装置	3m以上	7.5m以上	6㎡以上	3m以上	7.5ｍ以上		
小型自動車分解整備事業	普通自動車（乗用）のうち、上三欄に掲げるもの以外のもの 四輪の小型自動車 三輪の小型自動車	全ての装置 原動機	4m以上	8m以上	8㎡以上	4m以上	8m以上	3m以上	5.5m以上
		動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝装置	4m以上	6m以上	5㎡以上	4m以上	6m以上		
		連結装置	2.8m以上	6.5m以上	5㎡以上	2.8m以上	6.5ｍ以上		
	二輪の小型自動車	全ての装置 原動機 動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝装置 連結装置	3m以上	3.5m以上	4㎡以上	3m以上	3.5ｍ以上	2m以上	2.5m以上
軽自動車分解整備事業	軽自動車	全ての装置 原動機	3.5m以上	5m以上	6.5㎡以上	3.5m以上	5m以上	2.5m以上	3.5m以上
		動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝装置	3.5m以上	4.4m以上	4.5㎡以上	3.5m以上	4.4ｍ以上		
		連結装置	2.5m以上	4.7m以上	4.5㎡以上	2.5m以上	4.7ｍ以上		

別表第５

作業機械等＼対象とする装置の種類		原動機	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝装置	連結装置	備考
作業機械	（１）プレス	○	○	○	○	○	○	○	小型自動車分解整備事業で対象とする自動車が二輪の小型自動車であるものにあっては、(1)、(3)、(4)に掲げるものを除く。
	（２）エア・コンプレッサ	○	○	○	○	○	○	○	
	（３）チェーン・ブロック	○						○	
	（４）ジャッキ	○	○	○	○	○	○		
	（５）バイス	○	○	○	○	○	○	○	
	（６）充電器	○							
作業計器	（１）ノギス	○	○	○	○	○	○	○	
	（２）トルク・レンチ	○	○	○	○	○	○	○	
点検計器及び点検装置	（１）サーキット・テスタ	○	○	○	○	○	○	○	１．普通自動車分解整備事業で対象とする自動車がカタピラを有する大型特殊自動車であるものにあっては、(10)から(13)までに掲げるものを除く。 ２．小型自動車分解整備事業で対象とする自動車が三輪の小型自動車及び二輪の小型自動車であるもの並びに三輪の小型自動車であるものにあっては、(10)から(12)までに掲げるものを、二輪の小型自動車であるものにあっては、(10)から(12)、(14)、(15)に掲げるものを除く。 ３．ガソリン及び液化石油ガスを燃料とする原動機の点検を行わない事業場にあっては、(6)、(16)、(17)に掲げるものを、軽油を燃料とする原動機の点検を行わない事業場にあっては、(7)に掲げるものを除く。
	（２）比重計	○							
	（３）コンプレッション・ゲージ	○							
	（４）ハンディ・バキューム・ポンプ	○	○		○	○			
	（５）エンジン・タコ・テスタ	○	○		○				
	（６）タイミング・ライト	○							
	（７）ノズル・テスタ	○							
	（８）シックネス・ゲージ	○	○	○	○	○		○	
	（９）ダイヤル・ゲージ	○	○	○	○	○	○		
	（10）トーイン・ゲージ			○	○		○		
	（11）キャンバ・キャスタ・ゲージ			○	○		○		
	（12）ターニング・ラジアス・ゲージ			○	○		○		
	（13）タイヤ・ゲージ			○					
	（14）亀裂点検装置	○	○	○	○	○	○	○	
	（15）検車装置	○	○	○	○	○	○		
	（16）一酸化炭素測定器	○							
	（17）炭化水素測定器	○							
工具	（１）ホィール・プーラ			○		○			小型自動車分解整備事業で対象とする自動車が二輪の小型自動車であるものにあっては、(1)、(2)に掲げるものを除く。
	（２）ベアリング・レース・プーラ		○	○		○			
	（３）グリース・ガン	○	○	○	○	○	○	○	
	（４）部品洗浄槽	○	○	○	○	○	○	○	

○印は、対象とする装置の種類の項に掲げる装置を取り外して分解整備を行う事業場が当該各欄に掲げる作業機械等をそれぞれ備えなければならないことを示します。

東日本大震災により自動車に被害を受けられた方へ
（自動車重量税関係）

平成23年4月
国　税　庁

この度の東日本大震災により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。
さて、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）」により、自動車重量税について次のような特例還付及び免税措置が設けられました。

1．被災自動車に係る自動車重量税の特例還付（被災自動車の所有者の方）

自動車検査証の有効期間内に震災により被害を受けて廃車となった被災自動車の所有者の方は、運輸支局（自動車検査登録事務所）又は軽自動車検査協会事務所（以下「運輸支局又は軽自動車検査協会」といいます。）において自動車の永久抹消登録又は滅失・解体の届出（以下「永久抹消登録等」といいます。）の手続を行い、自動車重量税の還付申請書を提出することにより、自動車重量税の還付を受けることができます。
被災自動車とは、例えば以下のような理由により、永久抹消登録等の手続を行った自動車をいいます。

・ 海水に浸り使用できなくなった
・ 車庫の倒壊などにより車体が破損してしまい使用できなくなった
・ 自動車が津波で流されてしまい行方が分からなくなった

還付申請書の提出先

被災自動車の所有者の方は、自動車重量税の還付申請書を平成25年3月31日までの間に、運輸支局又は軽自動車検査協会の窓口に提出してください。
なお、還付申請書の提出に当たっては、自動車の永久抹消登録等の手続が必要となりますので、手続がお済みでない場合は、ナンバープレートを管轄する運輸支局又は軽自動車検査協会において、永久抹消登録等の手続と還付申請書の提出をあわせて行ってください。

還付を受けられる金額

納付した自動車重量税額のうち、車検残存期間（平成23年3月11日から自動車検査証の有効期間満了日までの月数）に応じ、以下により計算した金額が還付されます。

還付金額 ＝ 納付した自動車重量税額 ÷ 車検証の有効期間 × 車検残存期間

※ 車検残存期間が1か月以上あるもの（有効期間満了日が平成23年4月10日以降のもの）が還付対象です。
車検残存期間の計算において、1か月未満の日数は切捨てとなります（例：1か月と15日 ⇒ 1か月）。

2. 被災自動車の買換えに係る自動車重量税の免税（被災自動車の使用者の方）

被災自動車の使用者であった方が、平成23年3月11日から平成26年4月30日までの間に、買換車両（中古自動車を含みます。）を取得して自動車検査証の交付等を受ける場合には、自動車重量税に係る免税届出書を提出することにより、最初に受ける自動車検査証の交付等に係る自動車重量税が免除されます。

なお、この免税措置は被災自動車の使用者であった方に係る被災自動車の数が適用限度となります。

免税届出書の提出先

被災自動車の使用者であった方は、買換車両の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は軽自動車検査協会の窓口に、自動車検査証の交付等を受ける際に必要な書類とあわせて、自動車重量税に係る免税届出書を添付して提出してください。

既に自動車重量税を納付してしまった場合には

この免税措置の適用を受けることができる買換車両について、既に自動車重量税を納付してしまった場合には、その納付された自動車重量税の還付を受けることができます。

還付を受ける場合には、自動車検査証の交付等を受けた運輸支局又は軽自動車検査協会の窓口に「自動車重量税過誤納証明書交付請求書」及び当該買換車両の「自動車検査証」を提出し「自動車重量税過誤納証明書」の交付を受け、その証明書を住所地の所轄税務署に提出してください。

○ 自動車重量税の特例還付及び免税措置の内容や自動車の永久抹消登録等の手続について、ご不明な点や更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、以下にお問い合わせください。

【自動車重量税の特例還付及び免税措置の内容】

最寄りの税務署へ（住所地の所轄税務署以外でも、ご相談を受け付けています。）

【自動車の永久抹消登録等の手続】

最寄りの運輸支局又は軽自動車検査協会へ

○ 国税庁ホームページでは、この震災により被災された方の申告・納税等に関する各種パンフレットや各種手続に使用する様式等を掲載しています。

国税庁ホームページ 【www.nta.go.jp】

このほか、永久抹消登録等の手続については、以下のホームページもご覧ください。

国土交通省ホームページ 【www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/inspect.htm】

軽自動車検査協会ホームページ 【www.keikenkyo.or.jp】

○ 大変多くの方が還付手続をされることが予想されますので、還付金のお支払いまで時間がかかる場合があります。皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解の程、よろしくお願いいたします。